

国水環境防第26号
平成27年12月1日

北海道総務部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局

河川環境課 水防企画室長



水防団の所掌事務等について（通知）

この度、水防団の所掌事務等に関し岐阜市から要望のあった件（詳細は別紙1のとおり。）について、従前の考え方に変更はありませんが、下記のとおり整理しましたので通知します。

また、対応に当たっては、あらかじめ関係機関等と十分に協議されるようお願いいたします。

なお、本件については貴管内関係水防管理団体に周知方取り計らわれるようお願いいたします。

記

現在の水防団員が水防事務を行いつつ、大規模災害時における「救助に関する業務」（消防力の整備指針（平成12年1月20日消防庁告示第1号）第36条第3号）等の一部の消防事務を新たに担いたいという要望については、以下により対応可能である。

1. 現在の水防団及び水防団員を消防団における機能別分団及び機能別団員に移行し、その担当職務を水防事務及び大規模災害時における「救助に関する業務」（消防力の整備指針第36条第3号）等の一部の消防事務とする方法。
2. 水防団員として活動する者が、消防団員の身分も併せて有し、消防団員として、大規模災害時において「救助に関する業務」等の一部の消防事務を行う方法。

なお、上記1、2のいずれの場合においても、公務災害補償は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条第1項の規定が適用される。